

# 法人村民税

## 法人村民税について

法人村民税とは、村内に事務所又は事業所を有する法人や、人格のない社団等にかかる税金で、法人等の収益に応じ算定された法人税額（国税）を基礎に課される法人税割と収益の有無に関わらず課される均等割があります。

## 法人の種類と課税

(1) 法人の種類 法人の種類は法人税上、次のとおり分類されます。

公共法人（法人税法別表第1）	地方公共団体、土地区画整理組合など
公益法人等（法人税法別表第2）	宗教法人、学校法人、社会福祉法人など
協同組合等（法人税法別表第3）	農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫など
人格のない社団等	PTA、同窓会、同業者団体などで法人格を持たないもの
普通法人	会社法上の会社、企業組合など

(2) 納税義務者（地方税法第294条第1項）

納税義務者	区分	
	均等割	法人税割
村内に事務所等がある法人	○	○
村内に事務所等がないが、寮や保養所等がある法人	○	-
村内に事務所等がある公益法人等（NPO法人を含む）又は法人でない社団等で、収益事業を行うもの	○	○
村内に事務所等がある公益法人等（NPO法人を含む）で収益事業を行わないもの及び公共法人	○	-

(3) 均等割（地方税法第312条）

法人税の有無に関わらず資金等の額に応じた税率により課されます。

均等割 = (事業所等を有していた月数 ÷ 12 か月) × 税率 (下記のとおり)

法人等の区分	村内事業所等の従業者数の合計数	
①公共法人及び公益法人等 ②人格のない社団等で法人とみなされるもの ③一般社団法人及び一般財団法人 ④保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額 または出資金の額を有しないもの	50,000	
	50人以下	50人超
1千万円以下の法人	50,000	120,000
1千万を超え、1億円以下の法人	130,000	150,000
1億円を超え、10億円以下の法人	160,000	400,000
10億円を超え、50億円以下の法人	410,000	1,750,000
50億円を超える法人	410,000	3,000,000

注1) 「従業者数の合計数」とは、村内に有する事務所等又は寮などの従業者数の合計数です。

注2)「資本金等の額」および「従業者数の合計額」については、算定期間の末日で判定します。

注3)「公益法人等」とは、公益社団法人、公益財団法人、一般社団(非営利型)、一般財団法人(非営利型)、認可地縁団体及び特定非営利活動法人などをいいます。

#### (4) 法人税割 (地方税法第314条の4)

税務署に申告される法人税を課税標準として課されます。

法人税割額 = 法人税額×税率(6.0%) ※令和元年9月30日以前に開始した事業年度分は、税率は9.7%となります。

#### (5) 申告納付について

法人村民税の申告書は、村民生活課へ提出してください。(電子申告及び郵送可)

申告の区分・申告期限、納付税額は以下の表をご覧ください。

申告区分	申告期限・納期限	納付税額
予定申告	事業年度開始の日以降	「均等割額(年額)×算定期間中に事務所等を有していた月数÷12」 +「前事業年度の法人税割額×6÷前(連結)事業年度の月数」
中間申告 (仮決算による)	6か月を経過した日から 2か月以内	「均等割額(年額)×1/2」+ 「その事業年度開始の日以降6か月の機関を1事業年度とみなし計算した法人税額」
確定申告	事業年度終了の日 から原則として2か月以内	「均等割額」+「法人税割額」-「中間(予定)申告額」

注)均等割のみを課される公共法人及び公益法人等は毎年4月30日までに均等割額を申告納付してください。

注)公益社団法人及び公益財団法人等で収益事業を行わないものは、申請により均等割額の減免を受けられる場合があります。

#### 平成28年度税制改正に伴う予定申告の法人税割額に係る経過措置

平成28年度税制改正により、消費税率10%段階における地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的に、法人村民税法人割の税率を引き下げ、地方交付税原資とされます。

令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度(令和元年10月1日から令和2年9月30日まで)の予定申告額は、下記のとおり経過措置が講じられました。

予定申告の法人税割額 = 前事業年度の法人税割額 × 3.7 ÷ 前(連結)事業年度の月数

## 法人設立(設置)・異動等に伴う届出について

宜野座村内で新規に法人や事務所を設立(設置)した場合や所在地などの変更事項がある場合は、届出の必要があります。(添付書類については写し可)

届出書	届出の内容	添付書類
法人(設立・設置)届出書	村内に法人を設立	・登記簿謄本
	村内に事務所(支店)等を初めて設置	・定款
	商号、本店所在地、資本金、代表者等の登記事項の変更	・登記簿謄本
法人異動届	事業年度の変更	・新たな定款又は総会議事録

届出書	届出の内容	添付書類
法人異動届	法人の合併(分割)	・合併(分割)契約書 ・存続法人の登記簿謄本 ・定款
	村内の法人を解散した場合	・登記簿謄本
	村外に本店がある法人が村内の事業所を廃止した場合	なし

## 大法人の電子申告義務化について

大法人の eLTAX が義務化されました。(令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より適用)

詳細は、地方税共同機構、国税に関しては、国税庁ホームページをご覧ください。